

企 画 推 進

市政の立案・総合調整（企画調整課）

1. 大学との連携

鳥取大学、鳥取環境大学との総合政策調査委託事業

時代の変革に対応した鳥取市のまちづくりを推進するため、本市の施策上の諸課題について専門的な知識を有する研究機関に調査研究を委託している。

【平成25年度実績】

事業名	事業費(千円)	委託先
街なか空き家の実態調査と活用方法についての研究提案	499	鳥取環境大学
医療費適正化を目指した生活習慣病予防事業	500	鳥取大学

2. 広域連携

(1) 定住自立圏構想推進事業

定住自立圏構想は、少子・高齢化の急速な進行、地方圏から都市圏への人口の流出など地方が抱える諸課題への対策として、密接な生活圏を形成する複数の自治体が1つの圏域を形成し、互いに補完・連携しながら、それぞれの地域が持つ個性や資源を結びつけることで、圏域としての魅力を高め、定住の受け皿を形成するもの。

この定住自立圏構想を推進するため、平成22年3月29日に鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）が「定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、鳥取・因幡定住自立圏を形成した。

また、平成24年3月30日に新たに兵庫県新温泉町と協定を締結するとともに、既に協定を締結している鳥取県東部4町とも協定の事業項目を追加し、1市5町で鳥取・因幡定住自立圏の連携を更に深めていくこととした。

今後は、平成26年3月31日に改定した、鳥取・因幡定住自立圏の現状と課題、将来像、45事業からなる具体的連携事業などを示した「鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン」に基づき、各種施策を推進していく。

(2) コリドー21（因但県境自治体会議）

平成8年5月に、鳥取県と兵庫県の県境に接する国府町、岩美町、八東町、若桜町、村岡町、浜坂町、美方町、温泉町の8町が、行政・経済・文化などの連絡調整を行うこととして結成したもの。これまでに、サミット（構成市町の首長、議長が参加）、若者交流、スポーツ交流などを行っていた。

今年度は、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、香美町、新温泉町の6市町で活動を行い、6市町の市町長、議会議長が一同に会して意見交換を行うサミットの開催、公式ウェブサイトの更新、連携事業等を行う予定。

(3) 鳥取・岡山県境連携推進協議会

昭和44年に本協議会の前身である「鳥取・岡山県境開発促進協議会」が発足し、本市では合併前の用瀬町及び佐治村が加入していた。旧協議会は、平成の大合併を前にいったん解散したが、合併が一段落した平成18年10月19日に、鳥取市、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、新見市、西粟倉村、美作市、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村の14市町村により改めて発足した。

その後、平成20年5月8日に智頭町、同年7月1日に若桜町が加入した。

平成21年5月11日には、構成16市町村で「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を締

結した。

平成24年度は、総会、意見交換会、研究・勉強会、提案・要望事項の取りまとめ等を行い、取りまとめを行った協議会提案・要望事項は、鳥取県及び岡山県に提出した。

(4) 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会

姫路市、岡山市、鳥取市は、江戸時代の池田家の国替えなど歴史的な繋がりが深い。また、鳥取自動車道の開通によって地理的な条件を活かした連携・交流が推進される。こうした背景から、平成19年2月に姫路市、岡山市、鳥取市の市民、民間団体が主体となった連携・交流事業に積極的に取り組むために設立した。

協議会では、「三市の市民・経済交流の拡大」、「三市の広域観光ルートの確立」、「三市の交通アクセスの向上」などについて具体的な取り組みに向けた活動を進めている。

4. 鳥取市若者会議の設置（若者との協働によるまちづくり）

若者との協働によるまちづくりを実践するために、平成19年1月に「鳥取市若者会議」（以下若者会議）を設置した。

若者会議は、10代から30代の若者で構成し、議論や現場での経験を通して、市政に対する意見・提言を行い、また、まちづくりの実践チームとして様々な活動を行う。そして、新時代の本市のリーダーとなる人材の輩出を目指す。

また、若者会議の設置と併せて市文化センター2階に「若者交流スペース」を整備し、若者会議の活動の場として、また、大学間の連携や青年団活動など、若者の自主的な活動に利用されている。

【活動内容】

	内 容
全体会（活動報告会）	年3回開催
グループ会議	月1回以上開催
若者議会	市政に対する疑問・提案等について、市執行部との討論を行う。 (2年に1回)
提言書の作成・成果発表会の開催	若者会議の意見、提案等を広く市民に周知するため成果発表会を開催。
各種委員会等への参画	総合企画委員会等へ参画し、若者の意見を市政に反映させる。

5. ガイナーレ効果による鳥取力向上チームの取り組みについて

平成23年にJFLからJ2へ昇格した山陰初のプロサッカーチームであるガイナーレ鳥取を活かし、地域を盛り上げるために、平成22年11月「ガイナーレ効果による鳥取力向上チーム」を設置した。

また、ガイナーレ鳥取との連携を強化し、協働による鳥取市の情報発信及び地域の活性化など、鳥取力の向上を目的に、平成25年4月11日に株式会社SC鳥取と包括連携協定を締結した。

2014シーズンはJ3リーグで戦うこととなったが、引き続きホームゲームに会場するアウェイサポーターや市外から会場するホームサポーターに向けて、観光PRや市内観光地への誘導を行っている。

また、地元飲食店によるスタジアムグルメの提供、物産品の販売、地元の郷土芸能ステージなどでサポーターをもてなし、鳥取市の魅力を発信することにより観戦リピーターの増加を図るなど、着実な経済効果を目指す。

6. 看護師等養成所誘致の取組について

本市における医療看護専門学校誘致の取組は、平成24年2月の市議会において、鳥取県東部14病院か

らなる鳥取県病院協会東部支部から看護・医療専門学校の誘致についての陳情があり、これが全会一致で採択されたことから始まった。

この陳情は、看護師が大幅に不足し、ときに病棟の閉鎖や集約を余儀なくされ、病院の運営が困難となっている状況や、理学療法士などの病院の機能を維持する上でなくてはならない人材を確保するため市外・県外を奔走している状況から、近い将来地域医療が崩壊するのではないかという各病院の強い危機感を背景としたものとなっている。

本市としても、こうした状況を踏まえ、平成24年7月には、一定規模以上の病院関係者、看護関係者、鳥取大学、鳥取県など実質的な関係者により「看護師等養成機関の新たな設置検討会」を立ち上げ、現場の目線により看護師不足の抜本的解決策について検討を行っていただいた結果、学校規模や設置が必要とされる学科を示された上で、新たな看護師等養成所の誘致を求める提言書の提出を受けた。

その後、この提言書を基に、「看護師等養成所設置準備委員会」を設置し、同委員会で議論した上で、誘致法人の公募、選考等を行った結果、看護・医療系専門学校の運営において優れたノウハウを有する学校法人大阪滋慶学園と誘致に向けた協議を進め、平成26年6月に「鳥取市医療看護専門学校」が竣工した。

引き続き、看護師等の慢性的不足を解消するとともに、若者定住による地域活力の創造を目指し、平成27年4月の開学に向け取り組む。

総合計画（企画調整課）

1. 第9次鳥取市総合計画の進捗管理

平成23年度からスタートした「第9次鳥取市総合計画」は、「人を大切にするまち」の理念のもと、めざすべき将来像を「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」とし、平成32年度までの長期展望にたって市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、企業活動、行政施策を明らかにしたものの。

将来像の実現に向けて、人づくり、まちづくり、にぎわいづくりなど5つのまちづくりの目標を掲げ、政策、施策を展開するとともに、計画を着実に推進するための基本方針を定め、取組みを推進する。

(1) 基本構想・・・平成23年度～平成32年度（10年間）

- まちづくりの理念：「人を大切にするまち」
- 鳥取市の将来像：「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」
- まちづくりの目標
 - ふるさとを愛し 次代を担う人づくり
 - 心豊かにいきいきと 人が輝くまちづくり
 - 笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり
 - 緑あふれる 日本一のふるさとづくり
 - 人・モノ・情報が行きかい にぎわうまちづくり
- 計画推進における基本方針
 - 自立と協働の強化
 - 行政経営基盤の強化
 - 都市間連携の強化

(2) 基本計画・・・平成23年度～平成27年度（5年間）

○基本計画の構成

まちづくりの目標、計画推進における基本方針の実現に向けて取り組む35の施策及び期間内の重点的な取り組みを『「人を大切にするまち」リーディングプロジェクト』として位置づけている。

○「人を大切にするまち」リーディングプロジェクト

- ①ふるさとを大切にする 心豊かな人づくりプロジェクト
- ②健康で安全・安心な暮らしづくりプロジェクト
- ③若者の夢がかなうまちプロジェクト
- ④自然環境や伝統文化を守る 快適な「とっとりライフ」プロジェクト
- ⑤「打って出る」大作戦プロジェクト
- ⑥中山間地域の暮らしを支えるプロジェクト

(3) 実施計画・・・前期（平成23～25年度）・後期（平成25～27年度）

基本計画で示した施策について、具体的な事業を明らかにする。その実施状況や成果は計画全体の進捗を表すものとして毎年公表するとともに総合計画全体の進行管理を行う。

なお、後期計画は前期計画の成果を踏まえて策定する。

姉 妹 都 市（海外）（企画調整課）

1. 清州（チョンジュ）市（韓国）

1986年（昭和61年）の西尾優市長（当時）が清州市を表敬訪問した際、同市初の名誉市民となったことをきっかけに様々な交流が活発化し、1990年（平成2年）8月30日、両市は姉妹都市提携を締結した。清州市は韓国の中央部に位置する忠清北道の道都であり、ソウルから東南へ128キロ、高速バスで

1時間40分の距離に位置する。人口は約83万人（'14.7月）。学者・研究者を数多く輩出した教育文化都市として知られており、市内に5つの大学がある。また印刷文化の発祥地としても有名で、現存する世界最古の金属活字本である仏典「直指心體要節」を印刷した興徳寺址には清州古印刷博物館が建設されている。「直指心體要節」はドイツのゲーテンベルグの聖書印刷よりも75年も早い1377年の金属活字本で、1972年にユネスコ本部が開催した「世界図書の日」記念イベントに出品されたことで世界から注目受け、2001年にはユネスコ世界記録遺産に登録されている。

両市の交流事業の主なものとして、中学生のホームステイ交流、市民団体の相互訪問交流などがある。

2. ハーナウ市（ドイツ）

鳥取市制施行100周年記念事業として鳥取市で開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」に、ハーナウ市にある「ヘッセン人形博物館」が所有する「世界最古の操り人形」が展示されたことが縁となり交流が始まった。1995年（平成7年）の鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）とヘッセン人形博物館の姉妹館提携を契機として文化交流の輪が一層広がり、2001年（平成13年）11月20日、両市は姉妹都市提携を締結した。

850年の歴史をもつハーナウ市は、フランクフルト市の東20kmに位置する人口約9万1千人（'14.5月末）の商工業都市である。童話で有名なグリム兄弟の生まれたまち、そしてブレーメンまで続く「メルヘン街道」の起点のまちとして知られ、国内外から多くの観光客が訪れている。

両市の交流は市民団体が主体となり、おもちゃや人形、音楽、バレエなどの文化交流をとおして幅広

い市民交流が行われている。また、鳥取世界おもちゃ館では、定期的に記念展示を行うなど、さまざまな催しでハーナウ市の文化を体験している。

姉妹都市（国内）（企画調整課）

1. 北海道釧路市

1884年から翌年（明治17年～18年）にかけて、釧路開拓移住のため鳥取士族（105戸513人）が賀露港を出帆し、入植地に鳥取村を形成した。1949年（昭和24年）に鳥取村は釧路市と合併したが、この開拓移住に由来する交流を積み重ね、両市は、昭和38年10月4日姉妹都市提携を締結した。

釧路湿原、丹頂鶴自然公園などの魅力的な大自然や、釧路港を拠点とする漁業、水産加工業、製紙業などが特徴の北海道東部の中核都市である。

2. 兵庫県姫路市

両市の歴史的結びつきは古く、1600年（慶長5年）に池田長吉、1617年（元和3年）に池田光政が、それぞれ時の姫路城主池田家の家系として鳥取城主となっている。両市は、山陽新幹線の岡山開通を機に、昭和47年3月8日姉妹都市提携を締結した。智頭急行の開業に加え、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通を見据えた各方面の交流が今日まで盛んに行われている。

世界文化遺産の姫路城が有名な播磨地域の経済・文化の中心都市である。

3. 山口県岩国市

1581年（天正9年）、羽柴秀吉の鳥取城兵糧攻めにあい、兵士・住民を救うため35歳の若さで切腹した鳥取城の城将吉川経家。「鳥取市民の命の恩人」と称される経家の子孫が代々岩国藩で家老を務めたことから両市の縁が深まり、以来友好関係が続いている。両市は平成7年10月13日姉妹都市提携を締結した。

山口県東端、広島県と接し、瀬戸内海に臨む工業・観光都市として発展しており、米海兵隊を抱える基地のまちでもある。日本三名橋の一つに数えられる錦帯橋も有名である。

4. 福島県郡山市

1880年から1887年（明治13年～20年）にかけて安積開拓（不毛の地であった安積原野を開拓する国営事業）のため、旧鳥取藩士族67戸270人余りが広谷原（現郡山市喜久田町）に移住し、苦勞の末、困難を極めた開拓事業を成し遂げた。その後、移住に関する両市の調査・研究や、移住者子孫と鳥取市民の交流などが続いている。両市は平成17年11月25日姉妹都市提携を締結した。

東北新幹線や東北・磐越自動車道、福島空港など、快適な高速交通アクセスに恵まれ、東北の表玄関となっている。

鳥取市国際交流プラザ（企画調整課）

市民と外国人が相互に国際理解を深め、国際交流を促進するため平成9年4月にオープン。国際交流プラザ主催事業のほか、国際理解・国際交流を目的とする事業を実施する住民に施設の利用（無料）を促進

する。

1. 国際交流プラザ事業概要

(1) 国際理解推進事業

市民対象の語学講座（韓国語・中国語・ドイツ語等）や各国の料理教室等を実施。

(2) 在住外国人の支援

初めて鳥取に来た留学生を対象に生活に関するオリエンテーション、日本語ボランティアの紹介、生活相談、市民からの寄付によるリサイクル日用品の配布。また、鳥取市報のダイジェスト版の翻訳（英語・中国語）などを実施。

(3) 国際交流事業

卓球大会・音楽祭や交流パーティーなどを実施。

(4) 情報の収集・提供

市のイベントや安心・安全に生活するための情報提供。市民グループとの意見交換。

2. 施設の概要

施設には約80人収容可能な多目的ホール、内容や規模に合わせて利用できる研修室、リサイクル物品を収納し、また少人数でのミーティングなどに利用できる生活支援室や料理室などがある。

<施設詳細>

名称	収容人数	用途
交流サロン (57.97㎡)	約20人	打ち合わせ等
多目的ホール (146.33㎡)	約80人	講演会、ダンス、卓球、パーティー等
研修室 (62.30㎡)	30人	講座、研修会等
生活支援室 (44.22㎡)	約8人	ミーティング、リサイクル日用品の提供等
料理室 (33.12㎡)	約10人	調理、料理教室

<利用状況>（平成25年度）

使用件数（件）	4,108
利用者数（人）	26,363

人材誘致・定住対策促進事業（中山間地域振興課）

1. 目的

中山間地域振興課内に移住定住（U J I ターン）に係る相談支援窓口を設置することにより、移住定住に関する情報の収集・発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に市域外から鳥取市への定住を促進する。

2. 相談支援窓口の設置

- (1) 窓 口 の 名 称 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口
フリーダイヤル：0120-567-464（専用電話）
- (2) 設 置 日 平成18年9月1日
- (3) 主 な 業 務 ①情報（交流体験、住宅、就業等）の収集・管理業務
②空き家（非居住住宅）の確保・紹介業務
③窓口相談業務
④新規定住希望者の開拓
⑤東日本大震災避難者受入相談
- (4) 相 談 員 の 配 置 各種情報の収集・発信機能を強化するとともに、相談者へのきめ細かで親身になった対応をしていくため、平成18年12月から「定住促進・Uターン専任相談員」を1名配置。平成20年4月、平成23年4月にはそれぞれ1名増員し、現在3名体制としている。さらに、平成24年12月から首都圏・関西圏にそれぞれ1名ずつの相談員を配置している。
- (5) 相 談 ・ 移 住 の 状 況 【平成26年7月末現在】

区分 \ 年度	合計	H 18年度	H 19年度	H 20年度	H 21年度	H 22年度	H 23年度	H 24年度	H 25年度	H 26年度	
窓口対応延べ件数(件)	9,115	262	764	1,086	1,384	1,363	1,220	1,419	1,211	406	
相談登録者数(世帯)	2,451	92	175	241	331	297	396	380	383	156	
移住者数	(世帯)	643	5	32	59	59	73	107	100	160	48
	(人)	1,338	7	71	136	133	166	237	214	288	86

3. 空 家 情 報

U J I ターン希望者の移住を促進するため、空き家の情報を提供し、支援する。

平成26年5月末の空き家登録数：18件（売買のみ7件、賃貸のみ6件、売買・賃貸5件）

4. 情 報 の 発 信

- (1) 鳥取市公式ホームページ
鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口の専用サイトのアクセス数は平成26年7月末で74,500件を突破。
- (2) 市報・支所だより、田舎暮らし専門誌等
- (3) 鳥取市定住促進パンフレット
- (4) 県外イベント
新・農業人フェア、ふるさと回帰フェア、鳥取県 I J U ターン相談会などに鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口を臨時開設。

5. 関係する主な取り組み

- (1) お試し定住体験事業
移住を検討されている方に、体験施設（一戸建住宅）で鳥取暮らしを試していただく。
- ・鳥取市南部地域（用瀬町）①空き家提供住宅1棟（平成25年6月～）
 - ・鳥取市西部地域（鹿野町）①空き家提供住宅1棟（平成20年7月～）
 - ②湯川住宅団地・温泉付新築住宅2棟（平成22年4月～）

(2) U J I ターン住宅支援事業（平成19年4月～）

移住する目的で住宅を購入、建築又は改修する者に、200万円を限度として補助。

(3) U J I ターン者受入自治会支援事業（平成19年10月～）

空き家の登録から自治会への溶け込みまで、移住者を積極的に受け入れようとする自治会に交付金3万円を助成（移住者入居後）。

(4) 鳥取ふるさとU I（友愛）会（平成21年1月～）

「鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口」を通じて本市に移住した方々が中心となって設立。鳥取市、鳥取県へ移住定住（二地域居住を含む）された方が、楽しく、有意義で、快適な生活ができるよう、定住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

(5) U J I ターン若者就職奨励金交付事業（平成25年4月～）

本市に転入し、就職した者に10万円を交付。また、配偶者、その他扶養親族と一緒に転入した場合は、それぞれ5万円を加算。（同一の世帯に交付する額は20万円が上限）

(6) 鳥取市「移住定住市民サポーター」設置事業（平成25年4月～）

本市に移住定住をした後も、その地域にいち早く溶け込み、これからも安心安全・快適に生活していただくため、移住定住市民サポーターを設置。移住定住を検討している段階での相談から、移住定住後のフォローアップまで一貫して、温かくていねいに対応。

(7) 移住定住空き家運営業務委託事業（平成25年6月～）

地元の団体に移住定住空き家運営管理を委託し、多くの空き家情報を収集。より早く的確な管理が可能となることで、移住定住者の増加を図る。また、地域総意での受入が可能となり、移住定住後の安全安心な生活の確保がおおいに期待できる。

(8) 空き家利活用促進事業（平成26年4月～）

多くの利活用が可能な空き家を確保し、U J I ターン者数の増加を図ることで本市の活性化を促進する。また、放置された空き家を有効に利活用することで、空き家による災害及び犯罪を未然に防止するとともに良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与する。空き家にある家財道具の処分経費を40万円まで助成。

(9) 地域おこし協力隊事業（平成26年4月～）

人口減少及び高齢化が進行する本市において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的とし地域おこし協力隊を設置。

★「日本 住みたい田舎 ベストランキング」で総合ランキング第2位に選ばれました！

いなか暮らしに関心のある人のための専門誌である「(株)宝島社 いなか暮らしの本2月号（平成24年12月29日発行）」の「日本 住みたい 田舎ベストランキング」総合ランキングで本市が第2位に選ばれました。

総合ランキング上位の市 第1位・・・大分県豊後高田市 第2位・・・鳥取県鳥取市 第3位・・・鳥取県倉吉市 第4位・・・大分県宇佐市 第5位・・・佐賀県武雄市 第6位・・・岐阜県郡上市、大分県竹田市	本市が部門別ランキングで第1位に選ばれた項目 ○自然環境のよさ ○移住者歓迎度の高さ ○移住者支援制度の充実 ○日常生活の充実度
--	--

特色あるまちづくりの推進（中山間地域振興課）

1. グリーンツーリズム事業の推進

(1) 鳥取市グリーンツーリズム連絡会の活動支援

本市には、山陰ジオパークをはじめ、豊かな自然や風景、伝統芸能や、文化財があります。その様な素材（地域の宝）を有効に活用してグリーンツーリズムの取り組みを各地域で展開し、地域の活性化を促進又活動の充実を図るための各種活動を行なうことにより、本市中山間地域の活性化につなげる。

鳥取市グリーンツーリズム連絡会（平成18年7月設立 構成：平成26年7月31日現在14地域13団体）の活動を支援し、グリーンツーリズムの推進を図る。

(2) とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会の活動支援

鳥取県東部一円の実践団体と行政（県・一市四町）が連携して因幡地域の魅力を都市住民に発信して（ホームページ開設運用、合同研修など）都市との交流人口を増やすことにより、因幡地域の経済・観光などの活性化につながる。

2. 地域振興プランの推進

各総合支所が主体となり、地域の現況や特性、合併以降の取り組みとともに、地域が抱えている課題に対する今後の取り組みや、第9次鳥取市総合計画実施計画に示されている具体的な取り組みなどを盛り込んで作成した「地域振興プラン」を推進している。

3. 合併地域活性化推進事業の取り組み

新市域の活性化を図るため、総合支所の地域振興機能を強化するとともに地域審議会との連携による地域振興策を樹立し、地域住民との協働を基本としたそれぞれの地域における振興策を実施する。

中山間地域の振興（中山間地域振興課）

1. 鳥取市中山間地域対策強化方針

中山間地域では、人口の減少や少子高齢化の進展などによって、安全・安心な暮らしの確保や、農林水産業の維持・振興、地域づくりなどが難しくなっているのが現状である。このため、本市では中山間地域対策強化プロジェクトチームを平成21年10月に設置し、中山間地域の振興と活性化を図ることを目的として「鳥取市中山間地域対策強化方針」を平成22年3月に策定した。平成26年度においても平成25年度の取り組みを踏まえ、本強化方針を見直して取り組むこととしている。そのほか、本方針は平成23年度より実施されている「第9次鳥取市総合計画」の基本計画において、リーディングプロジェクト「中山間地域の暮らしを支えるプロジェクト」に位置づけられており、重点的に取り組んでいる。

○中山間地域対策強化方針の概要

- (1) テーマ 61の輝きがある地域づくり
- (2) 目標 暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取
- (3) 強化施策
 - ① 安全・安心な暮らしの確保
 - ② 地場産業の活性化と雇用の確保

③ 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

④ 交流による活性化と移住定住の推進

○輝く中山間地域創出モデル事業・里山交流促進モデル事業（事業支援）の推進

1. 輝く中山間地域創出モデル事業に平成25年度は22の集落・団体が取り組み、集落維持・活性化計画などの策定及びソフト事業として地域の特産物や伝統行事、自然景観などを活用し継続した地域づくりを目指した取り組みが実施された。本年度も継続実施する。
2. 里山交流促進モデル事業に6つの団体が取り組み、市街地住民（まち）と中山間地域住民（むら）との自然体験、文化交流体験などを行ない、地産地消の推進は元より、中山間地域の持つ重要な役割や魅力を市街地の住民等へ伝えるとともに、市街地住民と中山間地域住民が共存共栄していく必要性を認識できた。本年度も継続して、交流支援を行う。

○鳥取市中山間地域リーダー養成事業

1. 平成25年度鳥取市中山間地域リーダー養成事業「とっとりふるさと元気塾」を民間に委託し、鳥取地域、東部地域、南部地域、西部地域の4地域での目的別ブロック養成講座の実施、県外成功事例研修、全市民を対象とした成果発表会など実施し、237人が塾生として学び、リーダーとしての研修を受講した。平成26年度はこれまでの元気塾の実績や成果を活かし、より熟度の高い講座内容となるよう目的別ブロック養成講座をテーマ別実践ユニット会議とし、①加工品・特産物等の流通・販売ルートの確立実践ユニット、②住民主体の集落・地域コミュニティ活動プロフェッショナル養成ユニット、③広域的地域間交流（グリーンツーリズム、むらとまち交流）コーディネーター養成ユニットの3つのテーマ別実践ユニットに分かれて、ユニット会議を開催するとともに、異なる実践ユニットの塾生が参加し交流を深める地域内交流研修、地域に入って、集落や団体への取り組みに対し直接アドバイスする成果発表会の実施を行ない、より成果の期待できる「とっとりふるさと元気塾」を7月から開設し、実施していく。

2. 鳥取市中山間地域振興事業の推進（鳥取市中山間地域振興推進員設置平成24年4月～）

平成21年度から平成23年度にかけて中山間地域振興推進員を外部に業務委託し、本市と連携して中山間地域の振興を図ってきた（ふるさと雇用再生特別基金事業により中山間地域振興推進員を7名雇用）。平成24年度からは鳥取市中山間地域振興推進員として3名を、平成25年度には4人を中山間地域振興課へ配置、引き続き中山間地域の振興事業に関する下記の業務に取り組んだ。

- ①中山間地域集落の現状等情報収集
- ②県・市、県地域づくりサポーターそのほか関係機関との連絡調整、相談窓口
- ③中山間地域振興に関連した各種補助事業の案内や事業実施時の支援
（輝く中山間地域創出モデル事業・里山交流促進モデル事業ほか）
- ④中山間地域振興にかかる先進事例の調査、情報提供および研修の受講
- ⑤小規模高齢化集落等見守り活動の実施

また平成25年度からは中山間地域振興課に配置の鳥取市中山間地域振興推進員に加え、4つの総合支所に地域振興推進員を設置、平成26年度も気高、佐治、用瀬の3地域に地域振興推進員として1名ずつを配置し、より地域の実情に即した活動を行うとともに、見守り活動の強化、空き家の利活用、地域資源を中心とした特色のある地域づくりへの取り組みを進めていく。

3. 辺地総合整備計画・過疎地域自立促進計画

(1) 辺地総合整備計画

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）」に基づき、交通条件及び自然的、経済的諸条件に恵まれない山間地域等を辺地区域として指定し、当該地域と他地域との生活水準等の格差是正のため、公共的施設を整備促進することを目的として総合整備計画を策定している。

【辺地指定区域】

- ・ 奥細見、高路、河内、岩坪
- ・ 国府町、栃本、上地、大石、神護
- ・ 河原町神馬
- ・ 鹿野町河内
- ・ 用瀬町江波
- ・ 佐治町奥佐治、津無
- ・ 青谷町絹見

(2) 過疎地域自立促進計画

「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能、生活環境の整備等が他地域と比較し十分でない地域について、総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること等を目的として、過疎地域自立促進計画を策定する。

【過疎指定地域】

- ・ 用瀬地域・佐治地域・青谷地域

合併後の地域調整（中山間地域振興課）

1. 地域審議会

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく地域審議会を合併協議により旧8町村地域に設置した。

地域審議会において、対象地域の振興に関わる各地域の各界各層の幅広い意見を集約し、適切に新市の事業や施策に反映することにより、地域の個性を生かしたまちづくりを推進する。地域審議会の横の連携を図るため会長会を開催する。

地域審議会：8地域 年各8回（定例、随時）開催 会長会：年2回開催

（地域審議会の所掌事項）

- ・ 新市まちづくり計画の変更及び執行状況に関すること。
- ・ 合併協定事項の履行に関すること。
- ・ その他市長が必要と認めること。
- ・ その他地域の振興に関し必要と認める事項

（組織及び任期）

審議会ごとに20人以内をもって組織し、任期は2年とする。

（設置期間）

平成16年11月1日から平成27年3月31日（概ね10年間）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域審議会（8地域延べ）	24回	33回	35回	64回	64回	64回	64回	66回	63回	64回	24回
地域審議会会長会	3回	2回	0回								

2. 支所長会議

市長及び副市長と定期的に意見交換するとともに各種業務上の課題等を協議することにより、8支所が共通認識を持って業務に取り組むことができるよう、本庁と支所の緊密な連携を図ることを目的に概ね毎月2回開催。

平成26年7月1日より、会議の庶務を中山間地域振興課から新市域振興監へと変更した。

会議の開催状況

平成26年6月30日まで

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
支所長会議	14回	26回	26回	22回	21回	19回	19回	18回	18回	15回	4回

新市域の振興（新市域振興監）

1. 新市域振興推進本部

鳥取市の均衡ある発展の推進を図ることにより、地域の個性、特徴、可能性を醸し出し、新市域（旧町村エリア8町）の課題や問題点を解決しながら、鳥取市が一体となって大きく未来へ飛躍する夢のあるまちづくりを築くため、庁内の連携組織として設置する。（本部長：市長）

(1) 新市域振興ビジョンの策定

（概要）

平成26年11月に合併10周年を迎えるにあたって、新市域の10年先を見据えた夢のある個性を活かしたまちづくりの方向性を示すために、鳥取市新市域振興ビジョンを策定する。

（策定までのスケジュール）

平成26年4月・・・新市域振興ビジョン中間まとめを各地域審議会へ説明

5月・・・インターネットモニターへのアンケートを実施

7月・・・市民政策コメントを実施、フォーラムを新市域3会場で開催

8月・・・新市域振興推進本部会議にて協議、新市域振興ビジョン策定

(2) 3つの専門部会の設置

新市域の振興をこれまで以上の取り組みを図るために、防災・地域振興、市民サービス、産業振興専門部会を置き、総合支所のあり方など、専門的事項の検討をしている。

2. 新市域振興アドバイザー制度

新市域の文化や地域資源を活用して地域のまちづくりなど先進的な取り組みをしてこられた個人を「新市域振興アドバイザー」として市が認定。アドバイザーはまちづくり団体などに取り組みを紹介し、活動の支援をしていく。（認定数：平成26年度 14人 旅費・報酬は鳥取市負担）

3. 県との連携による取り組み

(1) 農業振興プロジェクトチーム会議

新市域の農業振興策について、鳥取県と本市の農業関連部局が協力し合い、課題の共有と情報交換及び具体的な対策案を検討するために開催する。

(2) 地域振興における連携

新市域における、鳥取県と本市の共通課題等について情報共有を図り、課題解決を図る。なお、今年度から県との職員の人事交流（1名）を行い、人的な面でも連携した体制を整えている。

4. 支 所 長 会 議

本庁及び総合支所間の連携を緊密にすることにより、市政の円滑な執行と新市域の振興を図ることを目的に開催する。（月2回程度）

平成26年7月1日より、会議の庶務を中山間地振興課から新市域振興監へと変更した。

広 報（秘書課広報室）

1. 広 報 紙

広報紙「とっとり市報」は、昭和27年1月に第1号を発刊し、昭和57年4月から平成19年3月まで毎月2回（1日、15日）発行してきた。平成18年に全市をカバーするケーブルテレビ網の整備が完了したことにより、市政情報番組の充実を図り、平成19年4月から毎月1回発刊している。（平成25年度毎号67,500部）

市内各世帯に町内会等を通じて配布するとともに、その他市役所本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、郵便局などに配置している。

また、平成16年11月から合併した8町地域で、毎月1回市報と一緒にそれぞれの地域の「支所だより」を計16,000部発行している。

【点字広報】重度の視覚障がい者のための広報として、点字広報を毎月1回発行している。

【声の広報】点字の読めない視覚障がい者のための広報として、声の広報（カセットテープ、又はCD）を毎月1回発行している。

- * 昭和52年度全国広報コンクール 入選
- * 平成14年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成15年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成16年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成17年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成18年鳥取県広報コンクール 一席
- * 平成19年鳥取県広報コンクール 一席
- * 平成20年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成21年鳥取県広報コンクール 特選
- * 平成22年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成23年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成24年鳥取県広報コンクール 入選
- * 平成25年全国広報コンクール 入選

2. マスメディアによる広報

テレビ・ラジオを通じて、鳥取市の行政情報などを提供。

(1) C A T V

①鳥取市広報番組「とっとり知らせたい！」(30分)

鳥取市の取り組みやまちの話題を紹介。

・毎週金・土曜日の午前6時から翌日午前0時30分までのべ20回繰り返し放送。

②鳥取市音声案内番組「鳥取市からのお知らせ」(10分)

鳥取市の情報を文字情報画面と音声案内で紹介。

・毎週水～土曜日の午前6時から午後11時10分まで1日10回繰り返し放送。

③イベント番組(30分～120分)

講演会、フォーラム、パネルディスカッションなどの模様を紹介。

・年11本制作、5回繰り返し放送。

④文字情報番組

とっとり市報の情報を中心に、イベント案内・募集・福祉などの各種お知らせを静止画(テロップ)で紹介。

・1画面18秒表示、30画面(随時更新)、毎日10回繰り返し放送。

(2) 地上波テレビ

市政特別番組(30分):年1本制作・放送。

鳥取市企画番組(30分):年1本制作・放送。

スポット(文字・音声情報、15秒):毎週日曜日の午後6時55分と毎週火・金曜日の午後5時50分に放送。

(3) ラ ジ オ

○FM

・ラジオスポット(3～4分):毎週月・水・金曜日の午前8時20分頃と午後6時15分頃の1日2回放送。

・シテイトーク(5分):毎月第2・4土曜日午後6時50分から放送。

○AM

・ラジオスポット(40秒):毎週水曜日の午前11時ごろと第1・3土曜日の午後5時15分ごろから放送。

・因幡スピリット(30分間):毎月第1・3土曜日の午後5時15分から放送。

(4) 新 聞

新聞紙面記事下に、年間20回程度広告を掲載し、イベント・行事等を紹介。

3. ホームページによる広報

平成10年3月から、インターネット上に鳥取市のホームページを開設し、市の行政情報や各種お知らせ、観光・イベント情報などを発信している。携帯電話への対応、各種申請書等のダウンロード機能、またアンケートなどの公聴機能も有する。

(平成25年度トップページ月平均アクセス11万件)

ホームページアドレス <http://www.city.tottori.lg.jp/>

4. 「鳥取市くらしの便利帳」の配付

市役所の窓口、各種手続き、公共施設、医療機関マップ、連絡先などを掲載した「2012年度版鳥取市くらしの便利帳」を作成し、全世帯に配布。転入者には、市民課窓口で配布している。

5. 鳥取市知名度アップ大作戦

鳥取自動車道の全線開通を見据え、鳥取市までの所要時間が大幅に短縮される関西圏と、マスコミの本社が集結しパブリシティ効果の高い首都圏に対して、本市の知名度を高め、観光客の増加、物産の振興、移住定住の推進、企業の誘致を図るため、平成20年度から戦略的広報を展開。

また、平成26年度より「すごい！鳥取市」をキャッチコピーとした、シティーセールスを展開。

6. 市政記者室

市政記者室には、全国紙、地元2紙の記者をはじめ、計16社の記者が滞在。鳥取市の行政情報に限らず、市民活動やイベント等を効果的にマスコミ各社へ情報提供。

(1) 記者会見

平成25年度の件数：市長定例会見など22回、市民活動等会見10回

(2) 資料提供

平成25年度の件数：1788件

協働のまちづくり（協働推進課）

1. 自治基本条例の推進

「鳥取市自治基本条例」は、まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、平成20年10月から施行している。

本市では、市民がまちづくりに主体的に関わる取り組みの推進を図っており、協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」(平成22年3月策定)に基づき、事業を実施している。

具体的には、「協働事業事例集」の作成やフォーラム等を開催し、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りつつ、市民と行政による協働のまちづくりを一層推進することとしている。

また、条例の規定に基づき初めての見直しを行い、平成26年4月1日より施行している。

2. 地域づくり懇談会

市民と市長が直接意見交換することにより、地域と行政が一体となって地域課題の解決に取り組み、「協働のまちづくり」の推進を図っていく。

平成25年度開催実績 32地区（鳥取地域17地区、新市域15地区）

※全市域において地区公民館単位で隔年開催

自治会支援（協働推進課）

1. 集会所補助事業

地域コミュニティの拠点施設として、会議、集会等を行う集会所を自治会が建築、賃借する場合に、

建設費・賃借費の一部を助成する。

○補助要件

- ・補助対象経費…新築、増改築、修繕、賃借に係る経費。冷暖房施設費（単独は認められない。）、附帯施設費及び設計監理委託費を含む。ただし、土地取得費は対象にならない。
- ・補助率及び補助限度額…補助対象経費の3分の1、新築、増改築、修繕の場合は上限1,000万円、賃借の場合は月額15,000円が上限。ただし、新築、増改築、修繕については、補助対象経費が50万円未満の場合は該当にならない。

2. 鳥取市有集会所の譲渡

49の集会所施設の管理形態を見直し、鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱方針に基づいて、地元自治会との協議が終わったものから順次、無償譲渡を行う。

3. 認可地縁団体の認可・証明

町内会等の申請に基づき、地縁団体（法律では「町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」）の認可・証明を行う。

平成26年4月1日現在の認可地縁団体数…163団体

市民活動、市民運動（協働推進課）

1. 市民活動の促進

(1) 市民まちづくり提案事業助成金

地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」に補助金を交付します。

○市民活動促進部門

- ・創造的な市民活動事業：補助対象経費の10/10、上限額10万円
- ・公益的な自主事業：補助対象経費の4/5、上限額20万円

○協働事業部門

（行政提案型事業：補助対象経費の10/10、上限額40万円）

(2) 市民活動拠点「アクティブとっとり」

ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体の活動促進と交流を図るため、活動場所の提供や活動支援、相談、情報収集などを行う施設として、さざんか会館内に設置している。

○開館時間9：00～22：00

（日曜日～火曜日は21時まで）

○年中無休（年末年始を除く）

(3) 社会奉仕活動等補償制度

市民のみなさんが安心してボランティア活動、市民活動に取り組んでいただくため、活動中の傷害や損害賠償責任に対する補償制度を設けている。

(4) 市民活動表彰制度

市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進するために表彰制度を設けている。

2. 市民意識の高揚と市民運動の推進

(1) 鳥取市市民運動推進協議会

鳥取市市民運動推進協議会は、親切で心のふれあう運動、まちをきれいに美しくする運動、健康なからだをつくる運動など、それぞれの事業を通じ、健康で明るく住みよいまちづくりをめざし、市民総ぐるみで運動を推進している。

①清掃美化活動の推進

鳥取市を美しくする月間を春、秋に定め、住みよい生活空間の創造のために清掃美化活動を展開する。

②空き缶ポイ捨て防止、犬と猫の糞害防止運動の推進

「空き缶ポイ捨て、犬と猫の糞害防止」の啓発看板を配布し、市民のモラルの向上を図る。

③ごみステーションクリーン運動の推進

ごみステーションへ「ごみの出し方」の啓発看板の配布を行う。

(2) 河川等を守る各種市民活動団体の運動

市内の河川、湖山池等の美化推進を目的とした団体として、袋川美化推進協議会（袋川）、狐川を美しくする会（狐川）、湖山池を守る会（湖山池）があり、関係住民が自主的に各区域の清掃活動等を実施し、実践活動を通して、不法投棄の防止と環境保全のモラルの高揚を図っている。

交通安全対策（協働推進課）

1. 鳥取市交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第1項の規定により、現在、第9次鳥取市交通安全計画（平成23年度～平成27年度）を策定。この計画は、鳥取市交通安全対策会議が策定する、鳥取市及び関係機関、団体が講ずべき陸上交通安全施策の大綱である。

2. 鳥取市交通安全指導員の設置

児童、園児の通学などの道路交通の安全保持及び安全運動の推進を図るため、昭和43年11月に鳥取市交通安全指導員を設けた。現在の定数は130人である。

3. 鳥取市交通安全対策協議会

市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について連絡協議し、その対策を推進するために、平成元年5月に設置された。構成団体は、鳥取市、鳥取・智頭・浜村警察署、（一財）鳥取県交通安全協会鳥取地区協会・智頭地区協会・浜村地区協会、鳥取市交通安全指導員会、鳥取市交通安全保護者の会連合協議会、鳥取市自治連合会、鳥取市老人クラブ連合会等の交通安全関係団体である。

4. 鳥取市交通安全保護者の会連合協議会

市内の各地域の保護者の会（母の会）が一体となって子どもの交通安全を図るため、昭和47年4月に設置された。現在は、鳥取地域及び新市域にそれぞれ地区会を設置している。鳥取市交通安全対策協議会及び関係機関と連携を取りながら各地区会が主体となって、地域における交通安全教育を推進している。

5. 鳥取市民交通災害共済

交通事故被害者が多数発生する中、市民及び市内勤務者を対象に安価な費用で交通事故による被害を受けた者を救済する目的で、全労済が募集する共済事業の加入を促進している。

保障内容と共済金額		口数（10口単位）	10口	20口	30口
		年間掛金	1,000円	2,000円	3,000円
死亡	交通事故を直接の原因として死亡したとき支払う。		100万円	200万円	300万円
入院	交通事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について、5日目から180日分を限度として支払う。		1日あたり 2,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 6,000円
通院	交通事故の日からその日を含めて180日以内の実治療通院日（往診日を含む）について90日分を限度として支払う。		1日あたり 1,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 3,000円

平成25年度加入実績 件数：8,213件、口数：9,716口数

コミュニティ育成・補助（協働推進課）

1. 自治会支援

(1) 自治会補助金

住民自治の基本単位である自治会の活動を支援し、自治会組織の強化育成、地域住民による自主的な地域づくりを推進するため、自治会に対して活動補助金を交付する。

交付基準…均等割35,000円、世帯割700円

合併調整により、平成18年度までは、合併前の町村の助成額が上回る場合は、その額とし、激変緩和措置により、平成19年度から3ヵ年で段階的に調整し、平成22年度に統一した。

(2) 地区要望

年に一度、自治連合会がとりまとめた各町内会からの要望に対して、各担当課が検討を行い、翌年度予算要求の参考にするとともに、実施の可否について回答する。また、過年度分の要望の進捗状況についても各町内会に適宜報告する。

平成25年度地区要望件数 881件

2. 鳥取市地域コミュニティ育成支援事業

市民一人ひとりが主役の「まちがきらめく鳥取市」を築くため、住民の自主性、主体性に基づいて町内会等が地域活動を行い、市民活動のパワーアップを図るとともに地域コミュニティを活性化し、個性を活かしたまちづくりの推進を図る次の事業に対して交付金を交付する。

コミュニティ活動支援事業

○交付対象者…合同町内会、単位町内会

○交付対象事業…地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する次の事業

- ①運動会等のスポーツ活動
- ②地域内の文化的な活動
- ③単位町内会等が所有する設備等の軽微な修繕等
- ④その他この事業の趣旨にふさわしい事業

- 交付率…4分の3
- 交付限度額…3万円

地域コミュニティ（協働推進課）

「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しながら、地域コミュニティの充実・強化を図り、地域が主体となって地域の身近な課題の解決に向けて取り組みを進めていく。

1. まちづくり協議会運営助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業
 - ①組織運営のための勉強会や情報提供
 - ②その他組織運営につながる事業
- 交付率…10分の10
- 交付限度額…5万円

2. 地域コミュニティ計画作成支援事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
 - 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティ計画作成するために実施する次のいずれかに該当する事業
 - ①地域の現状や課題の調査
 - ②地域住民への情報提供
 - ③その他地域コミュニティ計画作成につながる活動
 - 交付率…10分の10
 - 交付限度額…10万円
- ただし、同一のまちづくり協議会につき1回に限り交付する。

3. 協働のまちづくり助成事業

- 交付対象者…まちづくり協議会
- 交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業
 - ①地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
 - ②市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
 - ③その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業
- 交付率…5分の4
- 交付限度額…40万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別支援事業を重ねて受けることはできない。

4. 協働のまちづくり特別支援事業

- 交付対象者…まちづくり協議会

○交付対象事業…まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ①地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ②市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ③その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

○交付率…10分の10

○交付限度額…80万円

ただし、同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業を重ねて受けることはできない。
また、本事業は嘱託職員に替えて事業費支援を選択したまちづくり協議会を対象とする。

5. コミュニティ支援チーム

本市職員で構成するコミュニティ支援チームが市内61の地区公民館単位の地域に入り、地域の課題解決のための「地域コミュニティ計画」の作成支援や、協働によるまちづくりを実現するための行政情報の提供などを行い、地域コミュニティの充実・強化を図る。

平成26年4月1日現在 61チーム143名

地区公民館の管理・運営等（協働推進課）

1. 地区公民館の管理・運営

地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置づけ、平成20年4月から地区公民館の管理・運営事務の一部を市長部局が補助執行している。現在は、61地区公民館と1分館の体制で業務を執行している。主な地区公民館の業務は、次のとおり。

- ①生涯学習委託事業（各種学級、講座）の開設・運営
- ②地区の自主的な社会教育、文化サークルの活動支援
- ③公民館施設の管理
- ④まちづくり協議会の事務局

2. 鳥取市公民館連合会

地区公民館の職員を会員として組織する「鳥取市公民館連合会」の事務局を協働推進課に置き、自発的な研究及び活動を通じて公民館の健全な発展を図る。鳥取市公民館連合会は、自主的な調査・研究をはじめ、鳥取市から次の業務を受託して実施している。

○鳥取市公民館まつり

鳥取市内地区公民館が文化ホール、文化センターを会場に芸能発表会、作品展示会を開催
期日：11月15日（土）から16日（日）

広 聴（市民総合相談課）

1. 市政提案～市長への手紙～

市政への市民参画を促進し、市民の市政に対する提案を積極的に市の施策に反映させることを目的と

して、平成14年8月から実施。切手不要の専用封筒と用紙を市役所各庁舎や地区公民館等を中心に配置している。また、市公式ウェブサイト内に入力フォームを設けており、いただいたご意見等については、書面または電子メールで回答している。

平成25年度実績 受付案件数 236件

《提案内容の検討結果》

分類	案件数
実施済	52件
実施予定	20件
検討	8件
実施困難	32件
参考意見	83件
他の所管	3件
その他	38件
計	236件

(平成26年3月末現在)

◎これまでに実現した主なもの

- ・ハッピーマンデーの可燃ごみ収集
- ・古紙類のステーション回収
- ・100円循環バスのコース延長（御弓町方面）
- ・市役所駐車場の夜間開放（午後10時まで）
- ・しゃんしゃん祭り時のわらべ館駐車場の無料開放
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業補助金の交付適用範囲の拡大
- ・国府史跡ネットワーク案内広場の利用ルールの見直し
- ・鳥取市弓道場に待機場所として利用する大型テントを導入
- ・駅南庁舎駐車場に逆走注意喚起システムを導入
- ・申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準を鳥取市公式ウェブサイト上に公開

など

2. 陳情・要望

団体からの行政支援を求める声を市政に届けるため実施。陳情・要望内容は文書で市長あてに提出していただき、文書で回答している。

平成25年度実績 受付件数 137件

《要望内容の検討結果》

分類	件数
実施済	23件
実施予定	37件
検討	28件
実施困難	9件
参考意見	15件
他の所管	5件
その他	20件
計	137件

(平成26年3月末現在)

3. 市民政策コメント

市が重要な政策を決める際、その原案を市民に公表し、郵便・電子メール・ファックス・持参のいずれかの方法によって市民からの意見等を受け付け、寄せられた意見等に対する市の考え方・反映状況等を公表した上、政策形成に反映をさせる。

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
案 件 数	9件	13件	11件	6件	5件
意見等受付件数	88件	260件	100件	103件	305件

市民総合相談（市民総合相談課）

1. 市民相談

本庁舎、駅南庁舎及び各総合支所に総合相談窓口を設け、市政に関する市民からの相談・意見・質問などを面談や電話・ホームページ等により受け、各担当課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行っている。回答については、相談内容により即答できる案件はその場で回答するほか、調査等の必要がある場合も受付から概ね2週間以内に電話や文書・電子メールなどで回答することとしている。なお、テレビ電話の設置により各庁舎間の連携体制を整備している。

平成25年度実績 受付件数 784件

2. 無料法律相談（毎月4回）

社会生活や人間関係の複雑多様化に伴い、市民の日常生活にさまざまな法律に関する問題が発生している状況を受け、市民の福祉向上と権利の擁護を目的として、県弁護士会に委託し、駅南庁舎で、無料法律相談を開催している。平成26年度から、男女共同参画センターで開催していた「女性なんでも相談」の法律相談を、本課の法律相談に統合し、毎月4回（定員各5名）に増枠した。

平成25年度実績 相談件数 116件

3. 専門相談

本庁舎、駅南庁舎において土業等による専門的な相談会を実施し、市民の福祉向上に寄与している。

相 談 内 容	相 談 員	実 施	平成25年度相談件数
遺言書など公正証書に関する事	公 証 人	毎月1回	17 件
社会保険・年金などに関する事	社会保険労務士		10 件
土地境界に関する事	土地家屋調査士		15 件
土地・建物の価格や資料に関する事	不 動 産 鑑 定 士	4・10月	6 件

4. 暮らし110番

市民生活の安心と市民福祉の向上に寄与することを目的として、NPO法人への委託により「暮らし110番相談窓口」を設置し、市民の日常生活における疑問、困りごとなどについて相談を受けている。

平成25年度実績 受付件数 975件

消費生活対策（市民総合相談課）

1. 消費生活相談（市民総合相談センター）

平成21年5月7日駅南庁舎に、悪質商法や多重債務などの相談に対応する「消費生活相談窓口」を新設するとともに、「くらし110番相談窓口」と「市民総合相談窓口」を併設した「市民総合相談センター」を開設した。

当相談窓口では、関係各課や関係機関と連携し問題解決に向けた助言などを行うとともに、高度な法律知識が必要な消費生活相談などについては、定期的に鳥取県弁護士会と連携する相談体制を整備している。

平成25年度実績 相談受付件数 712件

かしこい消費者になるための出前講座 開催件数 37件

2. 鳥取市消費者団体連絡協議会

本市では、消費者行政推進の観点から、消費生活問題を自ら解決しようとする団体である「鳥取市消費者団体連絡協議会」に対し、活動の支援を行っている。

- ・ 設 立：昭和50年3月28日設置
- ・ 目 的：市民の消費生活に関する各種調査、研究などの諸活動を通じて知識の向上をはかり、自らすすんで解決、改善へと展開させ市民への啓発活動に推進発展させると同時に行政へ反映させ、併せて経済活動の推進を期し、市民の消費生活の安定と向上を図る。
- ・ 会 員：約540名
- ・ 補助金：協議会に対し、115千円の補助金を交付し、消費者団体の活動を通じた市民の消費生活の安定・向上を促進するとともに、組織の充実強化を図る。

公益通報者保護（市民総合相談課）

公益通報者保護法の施行に伴い、適切に処理するための取扱要綱を定め、市内の事業所の労働者からの公益通報を受け付け、公益通報者の保護と事業者の法令順守の促進に努めている。

総 合 案 内（市民総合相談課）

本庁舎及び駅南庁舎において、来庁者への庁舎案内及びその関連する機関の紹介等を行っている。また各庁舎で窓口サービスが分かれているため、他の庁舎で取り扱っている窓口業務のうち軽微なものについて関係部署と連携し各案内所で対応している。

市民談話室（本庁舎）、情報コーナー（駅南庁舎）を管理し、来庁者のための多目的なスペースとして提供している。

【案内件数】

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
本 庁 舎	17,820件	17,984件	18,999件	17,662件	16,314件
駅 南 庁 舎	31,010件	31,491件	24,986件	30,256件	31,481件
計	48,830件	49,475件	43,985件	47,918件	47,795件

文化振興（文化芸術推進課）

主な事業

(1) 文化芸術の振興

- ・文化芸術施策の企画・推進
- ・文化芸術活動団体の育成・支援
- ・芸術鑑賞機会の提供
- ・伝統文化の育成・支援
- ・青少年の文化芸術活動の奨励・促進

(2) 文化施設の管理運営に関すること

- ・鳥取市民会館、鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）、城下町とっとり交流館（高砂屋）の指定管理委託

(3) 鳥取市民美術展の開催

1. 第53回鳥取市民美術展

【事業の目的及び効果】

幅広い市民の創作意欲の啓発を促し、よりすぐれた作品を展示することにより、鑑賞の場を提供することを目的として開催。市民芸術レベルの向上、活性化並びに芸術文化活動の参加者拡大に寄与している

【開催期間】

本展・企画展 平成26年10月12日（日）～10月19日（日）（8日間）

【部 門】

日本画、洋画、書道、工芸、版画、彫刻、写真、デザイン、企画展

【特別事業】

企画展 「わたしは何モノ？」

【主催団体】

鳥取市・鳥取市民美術展運営委員会

【開催会場】

鳥取県立博物館（本展）
ギャラリーそら（企画展）

2. 唱歌ふるさと誕生100年記念事業

【事業の目的及び効果】

平成26年は鳥取市出身の岡野貞一が作曲した唱歌「ふるさと」が誕生（尋常小学唱歌第六学年に初掲載）してちょうど100年目となる。

「日本人のこころの歌」として全国で歌い継がれる名曲「ふるさと」の誕生100周年を記念し、様々な記念事業を開催し、「ふるさとのまち鳥取」を鳥取市のイメージづくり、文化による地域の活性化に活かしていく。

【事業の内容】

①童謡唱歌100曲マラソンの復活実施

日時：6月18日（水） 場所：とりぎん文化会館梨花ホール

②唱歌ふるさと記念フォーラム

日時：6月19日（水） 場所：とりぎん文化会館梨花ホール

③記念コンサート（岩崎宏美with宗次郎～心のふるさとを求めて～）

日時：8月6日（水） 場所：鳥取市民会館大ホール

④「ふるさと音楽碑」リニューアル記念式

日時：8月7日（木） 場所：久松公園

⑤「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」スクリーンコンサート

日時：9月2日（火） 場所：県民ふれあい会館

⑥わらべ館での記念事業

記念コンサート、講演会、展示会、高野辰之記念館との交流事業

鳥取市民会館

本市の芸術・文化の拠点施設で、昭和42年にオープン。多くの市民から愛され、利用されている。

施設概要は、次のとおりであるが、930の固定席をもつ大ホール、大会議室、小会議室、出演者控室（大・小）などがある。平成22年、耐震改修、客席の座席取り換えなどのリニューアル工事を行った。

1. 規 模

(1) 敷 地 4,137.28㎡ (2) 建物床面積 3,693.05㎡

2. 構 造

鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階、塔屋付

3. 観客席数

大ホール	固定席	930席	定員	1,563人
	1階	355席	1階	583人
	2階	325席	2階	541人
	3階	250席	3階	439人
	車椅子席	3席		

4. 舞台関係

・舞台	間口	18.8m	奥行	9.7m	高さ	7.0m
・花道	幅	2.0m	長さ	4.4m		
・搬入口	間口	3.0m	高さ	2.4m	地上～舞台	1.65m

5. 会議室

・大会議室	134㎡ (41坪)	モニターTV
・小会議室	40㎡ (12坪)	モニターTV

6. その他施設

- ・控室1・2 18㎡（6坪） モニターTV
- ・出演者控室1・2 18㎡（5坪） モニターTV、コートハンガー、応接セット
- ・出演者控室3 81㎡（24坪） モニターTV
- ・ホワイエ 1階 153㎡ 2階 300㎡

7. 開館時間

午前9時から午後10時まで（休館日を除く）

8. 休館日

毎月、第3火曜日、12月29日から翌年1月3日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

9. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数	59,899	51,899	77,411	79,475	73,171

※平成21年度は平成21年4月1日から平成22年2月14日までの数字

※平成22年度は、平成22年7月29日から平成23年3月31日までの数字

10. 各室利用状況（平成25年度）

（単位：日、人、%、円）

区分	稼働日数	利用日数	利用件数	人数	稼働率	使用料収入額
大ホール	302	178	111	48,247	58.9	10,509,090
出演者控室1	343	122	86	513	35.6	5,185
出演者控室2	343	106	78	666	30.9	810
出演者控室3	343	223	156	5,366	65.0	158,940
大会議室	343	212	134	14,165	61.8	2,378,300
小会議室	343	175	155	2,955	51.0	267,765
控室	343	128	78	832	37.3	112,110
ホワイエ	343	17	7	369	5.0	9,060
文化サロン	343	4	4	58	2.8	
合計	-	-	809	73,171	-	13,441,260

わらべ館

わらべ館は、鳥取市立「鳥取世界おもちゃ館」と鳥取県立「童謡館」からなる。鳥取市制100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」を受け継ぎ顕彰する施設として、また、鳥取県が進める童謡唱歌のふるさとづくりの拠点として平成7年に開館した。子どもの歌とおもちゃをテーマに、遊びの文化性に着目してつくられた全国的にもユニークな施設である。

県内外から多くの入館者を集めている。平成23年4月全館にわたり展示リニューアルした。

1. 規模

- (1) 敷地 3,412.55㎡
- (2) 建物床面積 2,253.84㎡

延床面積	5,923.41㎡（鳥取市分は1／2：2,961.705㎡）
地階	952.29㎡
1階	2,184.20㎡
2階	1,877.88㎡
3階	892.95㎡
PH階	16.09㎡

2. 構造

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下1階、地上3階

3. 建設事業費（平成4年度～6年度）

(1) 全体事業費 2,666,755,490円

（鳥取県、鳥取市それぞれ1/2負担：1,333,377,745円）

(2) 建設費内訳

・全体建築主体工事	1,866,689,600円	（鳥取市1／2：	933,344,800円）
・全体電気設備工事	222,199,840円	（鳥取市1／2：	111,099,920円）
・全体機械設備工事	480,016,050円	（鳥取市1／2：	240,008,025円）
・全体昇降機設備工事	97,850,000円	（鳥取市1／2：	48,925,000円）
全体工事	2,666,755,490円	（鳥取市1／2：	1,333,377,745円）

4. 開館

平成7年7月7日

5. 開館時間

午前9時から午後5時まで（入館は4時30分まで）

6. 休館日

毎月第3水曜日

12月29日から翌年1月1日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

7. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数	107,084	90,602	124,624	119,216	119,465

8. 入館者状況（平成25年度）

（単位：人）

月別	一般	小中高生	幼児	友の会	障がい者・要介護者	その他	合計
入館者数	32,464	14,863	26,656	10,423	3,507	31,552	119,465

9. いべんとほーる利用状況

開館日数	利用日数	利用率	前年同期利用率
351日	217日	61.8%	67.8%

城下町とっとり交流館（高砂屋）

城下町とっとり交流館は、明治の中頃に材木町から元大工町の薬研掘沿いに移り、綿商いを行っていた商家を所有者より鳥取市に寄附していただき、まちの記憶として活かし続けるよう「城下町とっりの交流拠点」として整備したものである。明治に建てられたとされる店舗棟の間取りや意匠を活かした「土間」、「多目的交流室（和室）」に加え、活用の視点から「休憩室」、「多目的交流室（板の間）」を設け、落ち着いた風情の中で、文化活動を始めとして、様々にご利用をいただいている。平成19年7月31日、国の登録有形文化財に登録された。施設概要は、次のとおりである。

1. 規 模

(1) 敷 地	882.10㎡			
(2) 建 築 面 積	351.97㎡			
延 床 面 積	531.10㎡	商家（店舗棟・事務所棟	402.45㎡	
		蔵1	72.31㎡	蔵2 19.52㎡ 蔵3 36.82㎡

2. 構 造

商家（木造2階建て瓦葺）、蔵1（木造2階建て）、蔵2（木造1階建て）、蔵3（木造1階建て）

3. 建設事業費（平成16年度～17年度）

全 体 事 業 費	66,357,000円
（財源内訳）	
国・県支出金	25,450,000円
市 債	32,400,000円
一 般 財 源	8,507,000円

4. 開 館

平成18年4月1日

5. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで
（多目的交流室の夜間使用がある場合は、午後9時まで）

6. 休 館 日

毎週月曜日
（ただし、月曜日が祝日の場合、直後の休日でない日、12月29日から翌年1月3日まで）

7. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入館者数	5,856	7,002	11,209	14,257	18,904